

# 入札参加資格申請に必要な書類 入力補助シート

<b>①申請情報（申請方法）</b>			
個人/法人区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人	
WTO申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 通常申請	<input type="checkbox"/> WTO申請	一必ず、通常申請
<b>②申請情報（本社・代表者情報）</b>			
本社(店)郵便番号	750 — 0825		
本社(店)所在地(都道府県)	山口県		
本社(店)所在地(市区町村)	下関市		
本社(店)所在地(大字・番地)	南部町 1番 1号		
商号又は名称	しものせき株式会社		
商号又は名称(フリガナ)	シモノセキ		
代表者役職名	代表取締役		
代表者氏名	下関 太郎	FAX番号の入力漏れに ご注意ください！	
本社(店)電話番号	083-231-〇〇〇〇		
本社(店)FAX番号	083-231-〇〇〇〇		
<b>③申請情報（担当者情報）</b>			
担当者氏名	下関 一郎		
担当者電話番号	083-231-1111		
担当者メールアドレス	〇〇〇〇@city.shimonoseki.yamaguchi.jp		
<b>④申請情報（営業品目）</b>			
希望営業品目	<input checked="" type="checkbox"/> 物品の販売等	<input type="checkbox"/> 印刷製本	<input checked="" type="checkbox"/> 役務の提供等
	※大分類・小分類は様式第5号物品・役務競争入札参加希望品目調書又は資料1「業種分類表」を参考にしてシステム上で選択		
<b>⑤法人会社の状況（従業員総数）</b>			
経営規模等・従業員数	従業員総数 1,000 人		
<b>⑥法人会社の状況（経営状況）</b>			
経営状況・営業年数	創業		
	平成12年9月11日	←yyyy/m/dで入力（例）昭和40年10月1日のとき「1965/10/1」と入力	
<b>⑦営業所情報1</b> (下関市の契約事項に関する権限を、営業所等に委任する場合用) «システム入力» 「営業所入力」→「新規追加」→入力→「登録」&「個別情報」→「委任先営業所名」選択→「登録」			
営業所名	唐戸支店	←営業所名がない場合は「」（Shiftキー+「7」）	
郵便番号	751 — 0825		
所在地(都道府県)	山口県		
所在地(市区町村)	下関市		
所在地(大字・番地)	南部町 1番 2号	←方書、マンション名等不要	
電話番号	083-231-〇〇〇〇		
FAX番号	083-231-〇〇〇〇		
代表者役職名	支店長	←代表者役職名がない場合は「」（Shiftキー+「7」）	
代表者氏名	南部 次郎		
<b>⑧営業所情報2</b> (契約に関する権限を委任しない営業所が下関市内にある場合用) «システム入力» 「営業所入力」→「新規追加」→入力→「登録」			
営業所名		←営業所名がない場合は「」（Shiftキー+「7」）	
郵便番号	—		
所在地(都道府県)			
所在地(市区町村)			
所在地(大字・番地)		←方書、マンション名等不要	
電話番号			
FAX番号			
代表者役職名		←代表者役職名がない場合は「」（Shiftキー+「7」）	
代表者氏名			

## 誓 約 書

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 下 関 市 長

書類を記入した日（または提出する日）を必ず書くこと

インターネット申請で入力した本店情報と同じ

申請者

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

山口県下関市南部町1番1号

しものせき株式会社

代表取締役 下関 太郎

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下関市物品・役務競争入札参加資格申請に当たり、申請内容及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと及び下記の事項について誓約します。

また、申請後において、事実と相違することが判明した場合、該当しない事態となった場合には速やかに届け出るとともに、競争入札参加資格を有する旨の決定の取消し、指名停止又は契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異議は一切申し立てません。

なお、誓約事項の確認等のために下関市が山口県警察本部長等に照会することについても異議ありません。

記

1 次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 営業に関し、法令上許可又は資格を必要とする場合にあっては、それらの許可等を有していること。
- (5) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

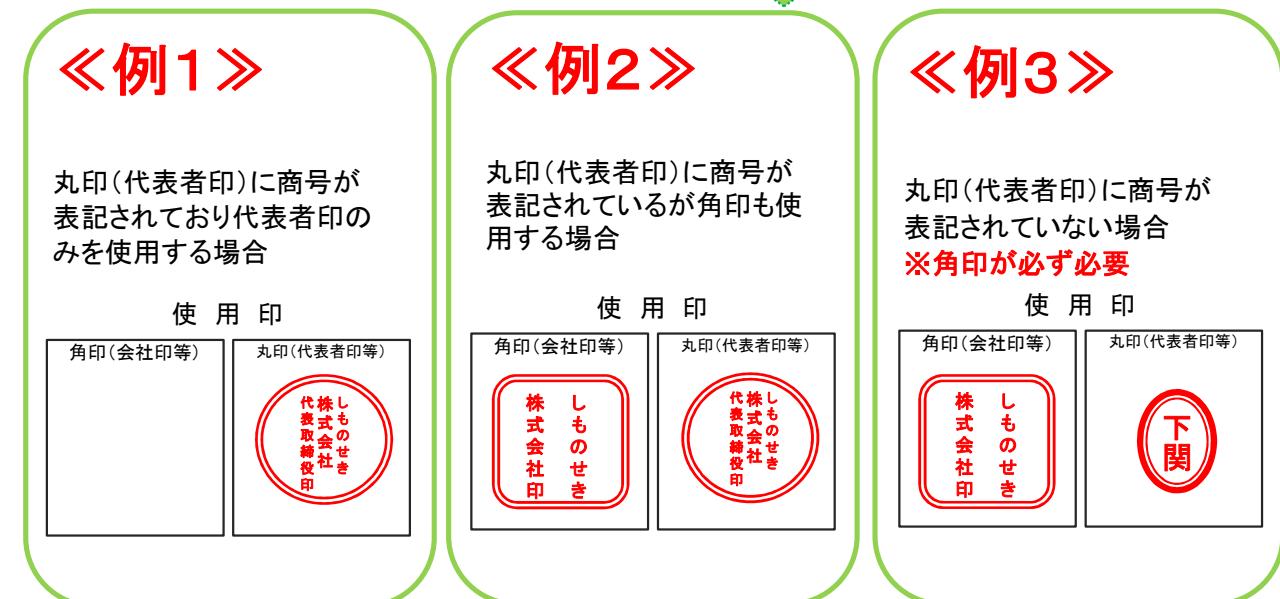
2 次の事項のいずれにも該当しないこと。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は申請者の経営に事実上参加しているものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
- (2) 代表役員等及び一般役員等又は使用人が、業務に関し不正に暴力団又は暴力団員若しくは暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
- (3) 代表役員等及び一般役員等がいかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 市が発注した物品又は役務の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。
- (7) 市が発注した物品又は役務の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

## 使用印鑑届兼委任状

本社(店)(代表者)で本市と契約する場合(1のみ記入)

<b>1 本社(店)(代表者)で本市と契約する場合</b>	書類を記入した日(または提出する日)を必ず書くこと 令和〇年〇〇月〇〇日
(宛先) 下関市長	申請者 住所 商号又は名称 代表者職・氏名 山口県下関市南部町1番1号 しものせき株式会社 代表取締役 下関 太郎 印鑑証明書と同一印鑑
右記の印鑑を入札、見積り、契約、納入、代金の請求、領収、その他契約履行に関して使用しますのでお届けします。	インターネット申請で入力した本店情報と同じ 印鑑 角印(会社印等) 丸印(代表者印等) ※角印は使用する場合のみ押印すること。 ※丸印に商号が表記されてない場合は角印も押印すること。



## 使用印鑑届兼委任状

本社（店）（代表者）以外の営業所等（委任者）で本市と契約する場合（2のみ記入）

書類を記入した日（または提出する日）を必ず書くこと。

## 2 本社（店）（代表者）以外の営業所等（委任者）で本市と契約する場合

（宛先）下関市長

令和〇年〇〇月〇〇日

インターネット申請で入力した本店情報の内容と同じ

申請者（委任者）

住 所

山口県下関市南部町1番1号

商号又は名称

しものせき株式会社

代表者職・氏名

代表取締役 下関 太郎



印鑑証明書と同一印鑑

私は、下記の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する権限を委任します。

また、下記受任者印を入札、見積り、契約、納入、代金の請求、領収、その他契約履行に関して使用しますのでお届けします。

記

委任期間

認定日

～

令和9年 12月 31日

委任事項

1. 入札及び見積りに関すること
2. 契約の締結に関すること
3. 代金の請求及び受領に関すること
4. 復代理人選任に関すること

インターネット申請で入力した営業所等情報と同じ

受任者 住 所 山口県下関市南部町1番2号

商号又は名称 しものせき株式会社

営業所等名称 唐戸支店

職・氏名 支店長 南部 次郎

受任者印(使用印)

角印(会社印等)	丸印(代表者印等)
----------	-----------

※角印は使用する場合のみ押印すること。

※丸印に商号が表記されてない場合は角印も押印すること。

## 《例1》

丸印(代表者印)に商号が表記されており代表者印のみを使用する場合

受任者印



## 《例2》

丸印(代表者印)に商号が表記されており角印も使用する場合

受任者印



## 《例3》

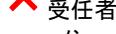
丸印(代表者印)に商号が表記されていない場合  
※角印が必ず必要

受任者印



## Point

受任者印は委任された個人が特定できるものを使用すること。



受任者

住 所 ○○  
商号又は名称 下関株式会社  
営業所等名称 △△支店  
職・氏名 支店長 □□

使用印



一致していない



受任者

住 所 ○○  
商号又は名称 下関株式会社  
営業所等名称 △△支店  
職・氏名 営業所長 □□

使用印



一致している

# 申立書

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 下関市長

書類を記入した日(または提出する日)を必ず書くこと

申請者

登記簿上の所在地と同じ

登記簿上の所在地 **山口県下関市南部町2番2号**

商号又は名称 **しものせき株式会社**

代表者職・氏名 **代表取締役 下関 太郎**

私は、登記簿上の本店所在地以外の次の住所を、本店機能を有する営業所等の所在地として申し立てます。

«実際の本店所在地»

インターネット申請で入力した所在地と同じ

**山口県下関市南部町1番1号**

<登記簿上の所在地等と相違する理由>(該当するものに○をつけてください。)

- 1 建設業法上の許可を受けており、主たる営業所の所在地と、登記簿上の所在地が異なっている。
- 2 建設業法上の許可は有していないが、他の公的な許認可・登録で届け出ている所在地と登記簿上の所在地が異なっている。
- 3 その他(具体的に記入してください)

**ooooooooooooooooooooのため**

## 物品・役務競争入札参加希望品目調書

この調書は、提出の必要はありません。  
インターネット申請の際の参考にしてください。

\*印の営業品目は、営業に関する許認可の証明書が必要です。

資格区分	業種番号	業種(大分類)	営業品目	品目番号	営業品目(小分類)	資格区分	業種番号	業種(大分類)	営業品目	品目番号	営業品目
											資料2を参考 ださい。↓
物品の販売等	010	電気・精密機器		001	家電	物品の販売等	080	車両関連		001	自動車販売
				003	通信関係機器					003	特殊車両販売
				005	視聴覚機器					005	タイヤ
				007	カメラ・時計・光学機器					007	車両修繕
				009	計測機器					099	その他の車両関連
				011	水道メータ						
				099	その他の電気・精密機器						
	020	機械器具		001	機械器具		090	燃料類		001	石油類
				003	ガス・石油機器					003	気体燃料
				005	各種厨房機材					099	その他の燃料
	030	資材・園芸用品		001	骨材(砂・砂利・採石等)		100	衣類・繊維		001	衣類
				003	建材・木材					003	寝具
				005	建具・ガラス					005	帆布・ロープ等
				007	置					007	室内装飾等
				009	鋼材・鋼管・鋼板					099	その他の衣類・繊維
				011	セメント製品		110	日用品		001	日用雑貨
				013	給・排水資材					003	ギフト製品
				015	園芸用品					099	その他の日用品
				099	その他の資材						
	040	薬品・検査用品		001	医薬品	*	120	広告用品		001	看板・染物
				003	工業薬品					003	表示板・標識
				005	火薬					099	その他の広告用品
				007	特殊ガス						
				009	各種医療・衛生機器						
				099	その他の薬品・検査用品		130	消防用品		001	消火器・消火栓
										099	その他の消防用品
	050	文房具・事務機器		001	各種文房具・紙製品類		140	食料品		001	給食材料
				003	パソコン・ネットワーク類					099	その他食料品
				005	印章・ゴム印						
				007	家具類			その他物品		001	不用品処分
				099	その他の文房具・事務機器					011	電力
	060	文化・体育用品		001	書籍・雑誌		070	印刷製本		001	普通印刷
				003	教育用機械機器等(学校教材)					003	フォーム印刷
				005	楽器・レコード・CD					005	地図・航空写真引伸
				007	遊具・玩具・保育用品					007	複写・青写真
				009	スポーツ用品					009	現像・引伸
				099	その他の文化・体育用品					099	その他の印刷製本

## 物品・役務競争入札参加希望品目調書

商号又は名称

しものせき株式会社

\* 印の営業品目は、営業に関する許認可の証明書が必要です。資料2を参考に提出してください。↓

資格区分	業種番号	業種(大分類)	営業品目	品目番号	営業品目(小分類)	資格区分	業種番号	業種(大分類)	営業品目	品目番号	営業品目(小分類)
役務等の提供	600	庁舎等管理業務	010	建物清掃		企画製作	740	企画製作	030	広告広報	
			015	空気環境測定					035	イベント等の企画・運営	
			020	空気調和用ダクト清掃					040	客船寄港等イベント	
			025	飲料水水質検査					045	国内外ポートセミナー	
			030	飲料水貯水槽清掃					050	デザイン企画	
			035	排水管清掃					055	ホームページ作成	
			040	ねずみ・昆虫等防除					060	設計(建設業等資格審査の対象となる設計を除く)	
			045	電気設備保全管理					065	筆耕	
			050	消防設備管理	*				099	その他	
			055	空調設備保守(機械設備保全管理)							
役務等の提供	620	建物等保守管理	060	昇降機設備保全管理	*	写真図	760	写真図	010	写真・製図	
			065	自動ドア設備の保守点検					020	マイクロ写真	
			070	ボイラー設備保全管理					099	その他	
			075	冷暖房機・ボイラー運転		運送行・旅	780	運送行・旅	010	旅客運送	
			080	庁舎案内					020	貨物運送	*
			099	その他					030	旅行代理及び旅行業	*
									099	その他	
						整備	800	整備	010	自動車	
									020	船舶	
									030	機械・機器及び金属製品	
									040	設備(建物以外)	
									050	用具・楽器等	
									099	その他	
役務等の提供	640	廃棄物搬物・処理分へ等収集・運	010	一般廃棄物	*	賃貸借(リース)	820	賃貸借(リース)	010	車両	
			020	産業廃棄物	*				015	船舶	
			030	特別管理(一般・産業)廃棄物	*				020	複写機	
			040	農業集落排水処理施設維持管理	*				025	電話・ファクシミリ	
			050	農業集落排水汚泥の脱水・運搬等(移動式)	*				030	事務機器	
			060	農業集落排水汚泥の脱水・運搬等(固定式)	*				035	コンピュータ及び周辺機器	
			070	リサイクル					040	その他OA機器	
			075	中間処理・処分					045	ソフトウェア・システム一式	
			080	残骨灰の処理					050	医療機器	
			099	その他					055	介護・福祉機器	
役務等の提供	660	警備	010	常駐警備	*				060	環境測定機器	
			020	機械警備	*				065	清掃用具・玄関マット	
			030	その他警備					070	仮設建物・仮設トイレ	
			099	その他					075	建設機械類	
役務等の提供	680	調査・研究	010	調査・分析		その他	840	その他	010	クリーニング	*
			020	埋蔵文化財等の調査等					015	健康診断等医療業務	
			030	研究					020	検体検査	
			040	検査測定					025	給食業務	
			099	その他					030	環境保護サービス	
役務等の提供	700	サ電・気通ス信	010	情報及びデータベースのオンライン検索					035	人材派遣サービス(研修講師を含む)	
			020	通信通報					040	複写サービス	
			099	その他					045	翻訳・通訳	
									050	会議録作成	
									055	保険	
役務等の提供	720	コサンピビュースタ	010	システムの設計・開発					060	監査・コンサルティング	
			020	システムの保守・維持・運用管理					065	福祉サービス	
			030	データ処理					070	保健サービス	
			040	コンピュータの保守管理					075	登記・測量	
			099	その他					080	不動産鑑定	
役務等の提供	740	企画製作	010	物品		その他	840	その他	085	その他専門代行サービス	
			015	書籍発行等					099	その他	
			020	看板							
			025	映画ビデオ							